

地研通信

発行人 岩田俊二

編集人 島内高太

発行所 三重短期大学

地域問題研究所

津市一身田中野157番地

〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

ヴァル・ドルチャとアルト・ドウロの文化的景観を訪ねて

岩田 俊二

はじめに

私は津市在外研修により、「田園郊外の景域保全の方法に関する研究」のテーマで2007年10月～2008年3月の間研修をさせていただいたが、無気力と無能力が相まって著しい研修成果を披露することができないのであります。しかし、少なくとも研修中に訪れた世界遺産の文化的景観であるイタリアのヴァル・ドルチャとポルトガルのアルト・ドウロの印象については報告すべきと思いましたので、この紙面をお借りして報告させていただきます。

ユネスコの世界遺産委員会では、1992年に「世界遺産条約履行のための作業指針」の中に、分類上は文化遺産だが、自然的要素に特筆すべき点がある場合には複合遺産となる文化的景観の概念を盛り込んだ。我が国の文化財保護法は世界遺産条約（1992年条約締結）における「文化的景観」の概念導入とその後の全国における文化的景観の保存の運動を踏まえて2006年改正され、「文化的景観（重要文化的景観）」も文化財として保護対象とすることとした。「文化的景観」の定義は「地域における人間の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされており、田園郊外がその主たる対象地と考えられる。

田園郊外における地域計画は無秩序な都市化圧力から生産用地の農林地を保全することがその主要な課題となってきたが、成熟社会に移行しつつある我が国では地域の文化的歴史的な環境資源を保全することも大きな課題として認識されはじめています。

景観法（2004年制定）による景観計画は市街地部のみならず田園郊外部にかけても、その対象としている。景観法運用の先進地である滋賀県近江八幡市では、市街地部に先駆けて田園郊外の水郷ゾーンにおいて「風景づくり計画」と称する景観計画を策定し、条例化している。同時に文化財保護法の文化的景観地区にも指定した。また、農林水産省では1998年以来、地域全体を博物館のように見立て、整備再生する「田園空間整備事業」を運用している。一方、文化的景観の概念があきらかにされる以前から世界遺産の文化遺産の分類として登録されている海外事例もある。そこで、2000年に文化遺産登録されたポルトガルのアルト・ドウロと2004年に文化遺産登録されたイタリアのヴァル・ドルチャの文化的景観を視察したので、両地区について簡単に報告する。

1. 文化遺産の世界遺産登録基準

文化的景観(Cultural landscape)とは、人間と自然との相互作用によって生み出された景観を言う。景観とは既に現前する自然や人工の要素の集合体ではなく、自然と人為が関係しあっている様子、すなわち文化をも表現するという見方で、歴史的景観と表裏一体となっている。この場合の相互作用には、庭園等の様に人間が自然の中に作り出した景色、あるいは田園や牧場のように産業と深く結びついた景観、さらには自然それ自体にほとんど手を加えていなくとも、人間がそこに文化的な意義を付与したもの（宗教上の聖地とされた山など）が含まれる。文化的景観は分類上は文化遺産だが、自然的要素に特筆すべき点がある場合には複合遺産となる。文化遺産の登録基準は以下の通りである。

- (1) 人類の創造的才能を表現する傑作。
- (2) ある期間を通じてまたはある文化圏において建築、技術、記念碑的芸術、都市計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの。
- (3) 現存するまたは消滅した文化的伝統または文明の、唯一のまたは少なくとも稀な証拠。
- (4) 人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式建築物群、技術の集積または景観の優れた例。

(5) 特に不可逆的な変化の中で存続が危ぶまれている，ある文化（または複数の文化）を代表する伝統的集落または土地利用の際立った例。

(6) 顕著で普遍的な意義を有する出来事，現存する伝統，思想，信仰または芸術的，文学的作品と，直接にまたは明白に関連するもの（この基準は他の基準と組み合わせて用いるのが望ましいと世界遺産委員会は考えている）。

ポルトガルのアルト・ドウロは基準の（3），（4），（5）により2000年に文化遺産として世界遺産登録され，イタリアのヴァル・ドルチャは基準の（4），（6）により2004年に文化遺産として世界遺産登録された。なお，アルト・ドウロ，ヴァル・ドルチャはドウロ渓谷，オルチャ渓谷の意味である。

2. ヴァル・ドルチャについての世界遺産委員会レポート抜粋

(1) ロケーション

イタリアのトスカーナ州シエナ県に所在する(図1)。

ヴァル・ドルチャはシエナの農業後背地の一部で，14，15世紀にシエナによって植民地化され，理想的な土地管理モデルとして開発された。白亜の平野（石灰質土壌），円錐丘，丘の上の集落の景観はルネッサンス期以降継続して芸術家に刺激を与え続けた。これは良く管理されたルネッサンスの農業景観である。

(2) 資産

ヴァル・ドルチャはシエナの中心部から南東に25kmにある地域である。全域がヴァル・ドルチャ自然芸術文化公園の領域となっている。

景観は農業の繁栄とシエナの商業的富及び防御の必要性を反映した農村と町のネットワークで構成されている。牧野，農地，樹林からなる農業景観は周囲に糸杉を持つ集落が立地する低い円錐形の丘が続く丘陵地に展開している（写真1）。その景観はシエナが絶頂期にあった14世紀初めから15世紀にかけて形成された。現在の景観はルネッサンス期の画家達に与えた影響と同じものを保持している。

地域はルネッサンス期以来，サン・クウィリコ・ドルチャ，カスティリオ・ネ・ドルチャ，ラディコファニ，モンタルチノ，ピエンツァの5つの自治体で構成されている。地域にはシエナとローマを結ぶローマ街道と巡礼者のルートが通っている。

(3) 地域の具体的な特性

ルネッサンス期の革新的な土地管理システムを反映している計画的な植民地を基盤にした牧歌的な景観。

町と村。

農家（写真2）。

修道院とその関連する施設。

これらによるアイコンとしての景観。

牧歌的な景観は14，15世紀



図1 ヴァル・ドルチャ（モンタルチノ）の位置



写真1 ヴァル・ドルチャ 遙か彼方にアミア・タ山を望む

にシエナの商人達が植民地化した際に、革新的な土地管理システムを採ったことによって形成された。シエナの商人達は心地よい景観であるのみならず、効率的な農業単位の景観を作ろうとした。景観は効率的で、機能的で、公正で、美学的に心地良いものである。土地管理システムは商人達が細かく分散された土地を所有し、それらの土地を地元の農家が耕すという小作農システムによった。生産物の半分は小作料として、また農業改善の再投資のために商人に支払われるいわゆる折半小作契約であった。農場は穀物、ブドウ、オリーブ、果物と野菜を栽培してる農地が混在し、さらに家畜のための干し草用草地や牧草地が点在している。多品目、多角経営である。ブドウ園を装飾するためにバラを植える伝統が心地よい景観を造っている。所々にある糸杉が景観にアクセントをつけている。誰が糸杉を植え、管理したかは判っていない。景観は強い文化的なアイデンティを造った結果、人々にイタリアの他地域ではなくこの地域に残ることを選択させた。

シエナによる植民地化は土地を耕すために必要な農業者とその家族、農業労働者のために新しい集落を造り、既存の町などと関係づけた。また、既存の村の拡大、改善整備も必要であった。計画的な新しい町の劇的な例はヴァル・ドルチャの一つの自治体で1459年に造られたピエンツァである。ピウス2世法王がロッセリーノに依頼して造った計画的な町である。中心広場を囲んで大聖堂、宮殿、市役所があり理想的な都市形態を造った。ピエンツァはヴァル・ドルチャより先に世界遺産に指定された。丘の上にある集落で大きく強化されたのはモンタルチーノ他4集落である。モンタルチーノ（榿の木の意味）はブルネロ・ディ・モンタルチーノの銘柄でイタリアワインの中でも名高い名ワインの産地である（写真3、図2）。

16世紀末にシエナが弱体化しフィレンツェが勝利して以来4世紀にわたって、この地域は貧困な問題地域であったが、そのことが地域の土地利用構造を維持させてきた。1960年代には、イタリアの土地管理に関する新しい法律は借地を変換させるものであり、多くの地域で土地の遺棄につながったが、ヴァル・ドルチャでは影響が少なかった。この法律はイタリアの北部・中部地方の折半小作農が都市の工業化に影響されて大量に流出し、糸杉などが機械化の障害となるなどの耕作条件の悪い農地での営農を忌避し農地の荒廃が進んだことを受けて、新たな折半小作契約の締結を禁止し近代的な使用賃貸借契約への移行を促すものであった。オルチャの農地は過去35年の間に水管理の改善等の整備が行われた。1999年には地域は芸術・自然・文化公園として指定された。



図2 モンタルチーノのワイナリーの分布図



写真2 モンタルチーノ 農家入口の糸杉

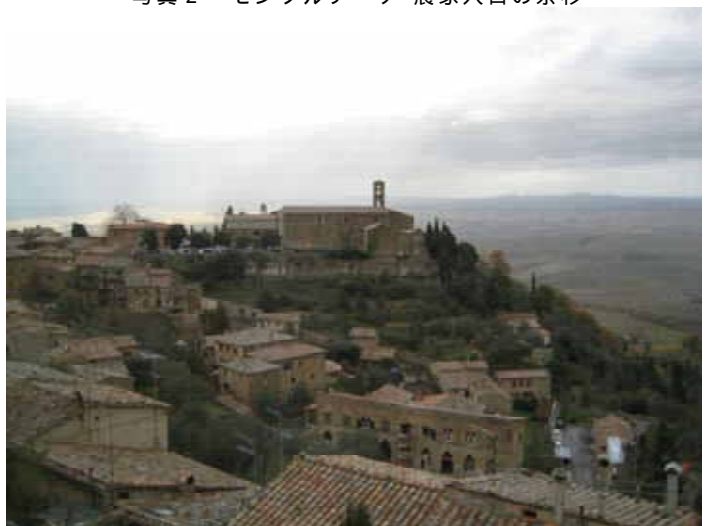


写真3 ヴァル・ドルチャ モンタルチーノの町

ことを受けて、新たな折半小作契約の締結を禁止し近代的な使用賃貸借契約への移行を促すものであった。オルチャの農地は過去35年の間に水管理の改善等の整備が行われた。1999年には地域は芸術・自然・文化公園として指定された。

(2) 歴史

ブドウ栽培はロ - マ時代から、遅くとも西ロ - マ帝国の終わり頃（西暦 3 , 4 世紀）から始まった。

ロ - マ人は西暦紀元の初めに、ドウロの全ての谷で土地利用を再編成し、経済活動を再構成した。1 世紀からロ - マ人はブドウ、オリ - ブ、穀類の栽培、ミネラルウォ - タ - の利用、鉱物、鉱石の採掘、道や橋の建設を進めた。現在の農業景観は地域固有のものと、ロ - マのものと、東洋的なものが混合している。

中世の初めから 12 世紀にポルトガルが誕生するまで、ドウロの谷は suevi（5 世紀）、西ゴート人（6 世紀）、ム - ア人（8 , 11 世紀）によって順番に支配された。イベリアのム - ア人に対して

キリスト教が勝利しても、異人種間の異種交配と文化的な融合の時代が続いた。ブドウ栽培の経済に対する重要性は 12 世紀シト - 派修道会関係の宗教的なコミュニティの設立と成長の間に増加した。彼らは最高の適地の地域に広いブドウ園を造り、豪華なクインタ（ワイン製造農園）を造った。中世の終わりには、町と都市が発展したので（例えばミランダとポルト）、地域の人口、農業、商業交易の増加を見ることになった。長距離取引（川上の地域から河口のポルト市への製品の輸送）は全盛であった（写真 6）。そして、主なヨーロッパの地域との取引にも関係した。特に無敵艦隊に供給する強いワインの品質で有名になっていたため、地域のブドウ園はますます拡大した。16 世紀前半から商業目的のために良質なワインをつくることはますます増加した。ワインの生産技術の進歩とワインのヨーロッパ市場の拡大とともに、ブドウ栽培は 17 世紀を通じて拡大し続けた。1675 年、オランダへのワインの輸送文書において初めて、「ポートワイン」の商標が言及された。この時期から、英仏戦争で大いに利益を得たイングランドからの大きな取引が始まった。英国市場向けワインの輸出量は瞬く間に、フランス、スペイン、イタリアからのものを凌いだ。18 世紀を通じて、ドウロからの強いワインが英国市場を席巻したのは、この市場の好みに合わせ、また英国のワイン商の増加に対応するように供給を拡大させたためであった。1727 年、河口の街ポルトに英国のワイン工場が設立された。これらの商業的利益とドウロ



写真 4 アルト・ドウロの景観



写真 5 アルト・ドウロのぶどう畑のテラス



写真 6 ドウロ河口ポルトのワインナリ - 群と往時のワイン運搬船

の農民との間に紛争が起きた。農民はより高いアルコール含有量による、より暗い色の、より強い、より甘いワインを求める要求とともに、継続的に低い価格の受け取りを強制された。

1756年、国王の憲章によってアルト・ドウロのワイン生産と取引を州が管理することになった。そして、生産地域の画定が行われた。335の花崗岩の目印で生産地域が画定された。地域条件によりブドウ園とそれぞれのワインを分類し、目録を作った。法律によって、生産の制御と品質の保証をするための組織を構築した。1788年当時、ブドウ園がドウロの上流域に拡大した。1873年のドウロ鉄道の建設は生産の抑制から拡大奨励策への転機となった。1907年、国がワインメーカーを管理している法律の大改正をした時、ドウロの生産地域はドウロ河上流のスペイン国境まで拡大した。1995年、ドウロ地方のinterprofessional委員会が設立された。

ブドウ園でのより困難な仕事を改善するために、1970年に機械化が提案されたが、ドウロの山ブドウ栽培は今でもほとんど手で行われている。今日、ポートワインの大部分は現代的な全く機械化されたワイナリーで製造されているが、土の厳しい性質、急な河岸段丘による山腹とそれに乗っている既存のテラス自体は機械の使用に適用させるのが困難となっている。

(3) 世界遺産区域

世界遺産の区域面積：アルト・ドウロワイン地方 24,600ha

世界遺産の緩衝地帯：225,400ha

画定されたドウロ地方：250,000ha

ドウロの景観は400mを超える高低差のある河岸段丘上の台地と急な丘に囲まれた谷によって形成されている。土がほとんど無いことが、急な山腹にテラスの壁を作らせた理由である。土は人の手によって岩をバラバラにして作られ、anthroposolとして知られている。景観の特徴はひな壇にされたブドウ園が河岸段丘を覆っていることである。

テラスは世紀を超えて次から次ぎに建設された。最も初期のものはブドウの疫病が流行った1860年以前に作られたもので、それらは狭くて不規則であり、1、2列のブドウしか植えられなかった。連続的で規則正しいテラスの長い線は、19世紀の終わりにドウロのブドウ園が再整備され始めた時から出現した。テラスの幅の拡大は、ブドウにより多くの日光があたるように、より多くのブドウの列を植えられるように、鋤の利用に便利に行われた。最近のテラス構成技術と1970年代に始まった垂直植え付けは景観を大きく変えた。

水は地域を悩ます長い、熱い、乾いた夏の間、丘の上やブドウ園の中にある地下集水域に集められたものを使用している。花崗岩の石の側溝を伝わって貯蔵タンクに集められ、クインタを通して分散されている。反対に、冬の雨は急流となつて丘の下で噴出するので、擁壁の上側に設けられた地下パイプと配水管によって排水し、崩壊を防いでいる。穀物工場は水路の脇にあるが、集落は危険な場所をさけて立地している。中世を起源とする白い石の壁の村は通常、段丘の斜面の中間に位置している。

(4) 管理と保護

アルト・ドウロの景観は私有財産からなっている。景観構成要素は大部分は地元の居住者の私有地からなっている。今日、48,000haのブドウ園はオリーブや他の収穫物と同様に100,000以上の所有地に分散している。1990年の法律により地方行政庁が作ったマスタープランが環境保護を担保している。計画は一般的な計画図、最新の規制計画図、規制内容の3つの部分になっている。この計画は現在のアルト・ドウロについての諸々の計画を束ねている。

4. 両地区の文化的景観について

世界遺産の代表的な文化的景観の事例としてヴァル・ドルチャとアルト・ドウロを見たので、世界遺産の文化的景観の特徴をまとめてみた。

ヴァル・ドルチャとアルト・ドウロの両地域ともに伝統的な農業が継続し、それによる環境管理も継続し、結果として歴史的かつ文化的景観が保存されている。世界遺産としての文化的景観を保護するための特別な保護策は講じられていないし、地域の人々には世界遺産であることの意識も表だっては見られない。先祖伝来の農業を継続し、地域に定着した生活を継続していることが(世界遺産)の保護につながっている。それは両地域ともに品質が良く非常に有名なワインの生産という産業基盤があるからであろうと思われる。もし、これらの銘柄ワインが生産されていなかったならば、全く異なる地域景観を呈していたであろう。しかし、両地域ともに環境や景観の今後の存続を脅かす危険因子が想定できる。オルチャでは、日本の中山間地域と同じように人口減少、高齢化の進展とそれに伴う不在地主化が懸念されている。アグリツーリズムの拡大により、農村観光客の増加が環境に負荷を与えることが懸念されている。そのため、観光客のモニタリング調査を行い、対策を講じようとしている。ドウロでは、世界遺産指定地域の中でも緩衝ゾーンとされている地域における開発を如何にコントロールするか、石垣に

支えられたブドウ畑のテラスの修築と保存，地元特有の資材を使用したバナキュラーな建築や道の保存などが課題とされている。

表1 ヴァル・ドルチャとアルト・ドウロの共通点と差異

共通点と差異		ヴァル・ドルチャ	アルト・ドウロ
共通点	当該地域は母都市が明確な地域圏内にあるが，圏域内では周縁部にある。	母都市はシエナであり，シエナを中心都市とするシエナ県では周縁部にある。	ドウロ川の流域圏にあり，圏域の母都市はドウロ河口のポルトである。
	地形条件が厳しい。	アペニン山脈の支脈となるアミアータ山につづく標高500～1000m程度の山地丘陵地であり，円錐形の丘陵が連担している。	ドウロ川の水面から400～500mの河岸段丘を開発した農業地帯である。
	土壌条件が農業に適さない。	石灰質の粘土であり，これに農民達が長年にわたり有機肥料を加え土壌改良をした。	岩石地帯で土がなく，農民達が岩石を粉砕して土を人工的に造った。
	水が不足する。	山地，丘陵地で基本的に水が不足しているが，近年は灌漑整備が進んでいる。	ドウロ川があるものの，定常的に水不足地域であり，雨はすぐに浸透し流下する。近年はダムを造っているが，限界がある。
	銘柄ワイン。	ブルネロ・ディ・モンタルチーノはイタリアワインの中でも世界的に有名。	世界的に有名なポ・トワインの産地。
	地元農家が主体の農業。	中世の折半小作農の系統である小規模農家（ワイナリー）の集積が地域農業を形成している。	細分化された土地を持つ多くの地元農家がクインタ（ワイン生産農場）を経営する。
	混合農業。	ブドウの他，オリブ，穀物，牧畜等の混合農業を展開している。	ブドウ，オリブ，アモンド等の混合農業。
	商業資本。	中世に母都市シエナの商人達が開発した農業地帯。	ドウロ河口のポルトに大資本ワイナリーが集積しており，そこに船便でワインを運び，さらに世界に出荷する。商業資本の存在がドウロでのワイン生産の背景となっている。
	環境保全は農家の農地管理による。	丘陵地に分散居住している農家が周囲の農林地を維持管理している。	河岸段丘の中腹に集落があり，農家は周辺の農地を管理している。
	アグリツリズム。	アグリツリズムの観光客が増加しているが，それによる環境や景観への悪影響は見られない。	同左
差異	交通条件。	昔のロ・マ街道が地域の南北に通っているものの，現代のイタリア国鉄や高速道路1号線のル・トは地域を外れていて，交通不便地域である。	ドウロ川の船便や川に沿ったポルトガル国鉄が地域の交通幹線であり，時間はかかるものの交通条件は良い。
	ワイン生産への国の関与。	ワイン生産に対する国の関与は特に無い。	国によるポ・トワイン生産の保護管理が行われている。

「伊勢商人と地域社会」漫筆（その2）

茂木 陽一

はじめに

2008年7月30日に、津市の三重県生涯学習センターにおいて、「三重アカデミックセミナー2008」三重短期大学公開セミナーが「企業と社会」というテーマで行われました。当日は、当研究所の研究者でもある法経科講師の島内高太氏が「企業の社会的責任を考える」という演題で、私が「伊勢商人と商人道」という演題で報告を行いました。当日の報告は、終了後の質疑応答や質問紙に対する回答も含めて記録として残されていません。そこで、「伊勢商人と地域社会」漫筆の続編として、当日話した内容の幾つかを記しておくことにしました。これまでに、あちこちで書いたり話したりしたことと重複するところもあるので、それらについては必要な限りで触れるにとどめ、本稿は当日のテーマである伊勢商人の「商人道」に関わる話を中心に組み立てます。

「商人道」といっても思いつきに近い話で、全面的な分析は他日を期したいのですが、この間、ゼミの卒業生と隔週で行っている古文書の研究会で、田端屋文書の中の「江戸用事控」という資料を読んでいます。その「江戸用事控」の内容と店定目の間に通じる、ある種のモラルティというか倫理規範のようなものがあるように感じたので、そのことを仮に「商人道」と名づけて見たわけで、意とするところは商人としての成長が、同時に人間としての成長である時、そのような成長の意義と限界を見定めたいということです。

資料として店定目や書状の文面を示してありますが、「漫筆」読者の理解の便を考えて、資料は横書きの読み下し文にして、適宜句読点を施してあります。原文に当たりたい方は『三重県史資料編』近世4(上)をご参照ください。その他の参考文献・資料は最後に一括して掲げておきました。

伊勢店の雇用・昇進の実態 - 丹波屋長谷川家の場合

店定目の検討に入る前に、伊勢商人の奉公人たちの雇用・昇進の実態を確認しておきましょう。松坂の伊勢商人である丹波屋長谷川家を例に取ってみます。長谷川家の雇用・昇進システムについては前回触れたところですので詳しくは繰り返しません。今回は数量的な側面から見ておきます。

長谷川家の江戸5店が天保13(1842)年時点で雇用していた奉公人の状況について「天保十三年店々人別写」(『三重県史資料編』近世4(上)に所収)という資料をもとに見ていきます。

図表1は奉公人たちを出身地別・職位別に区分したものです。この資料では全部で123人が人別写に記載されていて、主人・支配・手代・召仕・下男・その他に区分され、それぞれの年齢・出身地がリストアップされています。このうち主人の5名は長谷川本家と分家の当主になります。また、その中には掛人と家守が含まれます。掛人というのは要するに居候のことで、家守というのは長谷川家が江戸に持っている家作の管理人です。落語の世界で出てくる裏長屋の大家さんに当たる人ですね。ですから、実際の江戸店の奉公人数はそれらを差し引いた116名です。その116名のうち実に113名が伊勢国内の出身です。他国出身が2名、江戸出身が3名いますが、他国とあるのは越前出身の下男2名、江戸とあるのは江戸の住民で奉公人に雇われているものですが、家守と掛人をのぞけば手代の1名のみです。実に、奉公人総数の97%が江戸から遠く離れた伊勢出身者なのです。伊勢商人の江戸店奉公人が伊勢出身者だということが裏付けられています。伊勢の中を郡別にみると、10名以上の奉公人を出しているのは菟芸郡の29名、一志郡の18名、飯高郡の37名、多気郡の11名で、中南海勢が奉公人雇用の中心であることもわかります。

図表1 長谷川家奉公人の郡別・職位別分布

郡	人数	主人	支配	手代	召仕	下男	その他
三重	9		1	6	2		
鈴鹿	3			2	1		
河曲	6		2	3	1		
安芸	29		1	21	7		
安濃	2		1		1		
一志	18			12	6		
飯高	37	5		15	5	12	
多気	11			6	3	2	
度会	3			3			
江戸	3			1			2
他国	2						2
合計	123	5	5	69	26	16	2

図表2 長谷川家各店別・職位別奉公人分布

図表2は各店別の奉公人の職位構成です。どの店でも主人と支配人は1名です。それに対して手代・召仕・下男の合計は店の規模に応じて20から30名です。どの店でも手代の比率が一番大きく、召仕と下男がそれに続きます。ここで召仕と表現されているのはいわゆる丁稚のことですが、伊勢店では子供とか子供衆(こどもし、と読みます)と呼ばれる見習い従業員です。それに対して下男というのは、台所仕事などを行う奉公人で商売には携わりません。ですから、伊勢店の従業員の主軸は手代ということになります。

店名	主人	支配	手代	召仕	下男	その他	合計
戎屋店	1	1	11	7	3		23
亀屋店	1	1	11	5	4	1	23
新店	1	1	15	3	1		21
本店	1	1	18	6	6		32
向店	1	1	14	5	2	1	24
合計	5	5	69	26	16	2	123

図表3 長谷川家五店職位別・年齢分布

職位\年齢	12才	13才	14才	15才	16才	17才	18才	19才	20才	20才~25才	25才~30才	30才~35才	35才~40才	40才~41才	不明	合計
主人														2	3	5
支配												3	2			5
手代				2	2	6	5	7	3	19	12	9	3	2		70
召仕	4	6	6	7	4											27
下男										3	5	4	2			14
その他													1	1		2
合計	4	6	6	9	6	6	5	7	3	22	17	16	8	5	3	123

ところで、この資料は年齢と職位の関係も示してくれます。図表3は奉公人の職位と年齢の対応関係をみたものです。これをみると召仕は12から16才までに限定されている一方、手代はおおむね17才以上、支配人は30才以上という

対応関係を見ることができます。下男は20代30代に集中しています。このような年齢分布は、実は伊勢店における従業員の昇進の順番に対応しているのです。

いってみれば伊勢商人の上がり双六なのですが、前回見たように、数えの11、12才で子供として江戸店へ奉公にあがります。そこでの見習い期間を過ぎると16、17才、元服の年齢になります。奉公を始めて6年から8年目で「初登り」といって、いったん伊勢の実家に帰省します。そこから、再び江戸に戻ると今度は手代です。この手代の期間が20年近く続き、30代後半から40代になって、ついに「支配役」とか「支配」という名で呼ばれる店長になるわけです。この支配役になれるのは、長谷川のように5店あっても同期入店の10人に1人位でしかありません。支配役の任期は、おおむね3年から4年で、それを過ぎると退役します。退役後は、宿持になり、お店へ後見役とか老分として通いながら経営顧問になるか、暖簾分けをしてもらって店を構え、一国一城の主になるかですが、これらは別家として扱われ、奉公人には入りませんが、広い意味では伊勢商人の商家経営の一員です。

こう見てくると、伊勢商人の道は、11、2才で就職し、6年ほどの見習い期間、15年ほどの営業マン時代、3年ほどの支配役と、20年以上にわたって伊勢店という独身者の集団生活に耐える道というわけです。しかもそれを全うできるのは同期の1割程度という、それなりに厳しいものでした。しかしながら、そこそこの才覚に恵まれ、長い年月の厳しい奉公に耐えることができれば、年功序列の昇進システムの中で、貧乏百姓の二男・三男に生まれた身でも一国一城の主になるという道は開けていたのです。

店定目とは

さて、以上のような伊勢商人の上がり双六を念頭に置いた上で店定目について見てみましょう。伊勢店は本店に成長する過程で家訓や店定目の整備を進めていきます。おおざっぱに言えば、家訓というのは分家も含めた家内・一族に対して示すもので、資産の分割や運用、家の継承、先祖供養などに関する内容が中心で、しばしば「遺書」の形式を取りますが、竹口家の「家訓準繩録」のように陣立書の形式を取る変わり種もあります。それに対して、丁稚から番頭に至る奉公人に対して示した服務心得というべきものが店定目です。「定」とか「定掟」・「掟書」・「条目」などの名前がつけられています。主人は、奉公人にたいして、この店定目を示した上で、その遵守を誓約させる請書を提出させるのが一般です。では、その心得にはどんなことが言われているのか、そこから浮かび上がる商人道とは何か、これが今回のテーマです。

領主に対する心得

各商家の店定目から、注目できそうなものを抜き出してみます。だいたい、店定目の構成は似通っていて、最初に公儀や御領主の御法度遵守がうたわれます。例えば川喜田家店定目では初ヶ条に次のように書かれています。

一、御公儀御法度の儀堅く相守り申すべき事。(川喜田家店定目)

これは決まり文句のようなもので、どの商家の店定目も最初はこのような内容です。ただ、領主に対する心得としてはこのようにいわばコンプライアンスの遵守をうたうだけではなく、もう少し具体的な項目も幾つか見ることができます。

領主に対する対応・心得を説いた箇条を二点示しましょう。

一、御大名様がた絶えず通路遊ばされそうらえば、...如何様の儀申懸けられ候とも、雑言過言申さず、総じて不作法これなき様常々気をつけ、大切に致すべく候。右の趣き、下々男共へもきつと心得申し付くべき事。(長谷川家掟)

一、御領主様は申に及ばず、諸侯方御通行の砌は、門へ拜礼に出そうらいても敷居より内に控居り無礼これなき様致すべく、もっとも下駄無用のこと。(川喜田家定目)

伊勢商人で構成されている大伝馬町は、同時に江戸城へ向かう目抜き通りでもありましたから、頻繁に大名行列や朝鮮通信使のような国賓の通行があったところでした。長谷川家の掟には、そのような大名・領主の通行に際して、何か言いがかりをつけられたとしても「雑言過言申さず」と、言い訳せずにひたすらかしこまっているという心得が記されているのです。川喜田家の定目も同様に下駄を履いたりして見物気分で大名諸侯を見るような失礼が無いようにしろというものです。後の条文とも関連しますが、領主の理不尽に対してもそれをとがめ立てるのではなく、受け入れるしかないという上位身分への服従、

あるいは抵抗の放棄が、強固な身分意識を形成していくこととなります。

奉公人の心得

続いて通俗道徳的な徳目の涵養がきます。例えば、長谷川家の店定目には次のようにあります。

- 一、忠孝の二字を常々心に絶やさず、儉約を守り、家業を大切に精だし、身の奢りを省き、上下の列を糺し、人の悪事を語らず、身の高慢を慎み、堪忍第一にて、朋輩の間は水魚の如しと申し候古諺を忘れず、昼夜の勤め仮初めにも怠りなく、相互に睦まじく申し合わせ、励み出精致し、店風儀乱れざる様、きつと守るべき事。

忠孝、節儉、出精、謹慎、堪忍、親睦、等といった徳目がずらりと並び、さらに火の用心や悪い風俗に染まらないこと、誠実に商売をし、というような心構えに関する条目が続く、というもので、ある意味ワンパターンな年寄のお説教ともみえるものです。それでも、奉公人の心得に関するものは店定目の中心ですから、具体的な注意事項の中のいくつかは商人道に関係していそうなものを見いだすことはできます。

- 一、稽古事一切無用に候。尤も手透きの砌は算盤、手習い肝要のこと、猶身のために相成候読み本は差し赦し申すべく候。(川喜田)
- 一、人々在所安楽にて奉公いたし候者は数無きことに候。常々在所両親のこと忘れず、悪心出申さざる様に神仏を信心いたし、始終を相考え相勤め申すべき事。(長井家心得)
- 一、...畢竟店中大切に存じ、我等家訓の作法に省みず、残らず出世致させたく存じ、別して、皆々めでたく古郷に帰宅致す事を相待つ事に候故に斯の如く申遣わし候条(小津家定)

川喜田のものは、算盤と手習い以外の稽古事はするな、読書も身のためにならないもの(黄表紙や草双紙のような通俗小説のことをさしているのでしょうか)は読むな、という注意です。文化の中心地の江戸にいますので、丁稚の頃はともかく、手代になれば趣味の一つや二つは覚えることになるでしょうが、それらは身のためにはならない、つまり商人として完成していく上での必要条件ではないというわけです。

長井家の心得は、奉公に出る者は実家が裕福ではないのだから、常に故郷の両親のことを気にかけて神仏を信心して「悪心」が出ないようにというものです。この悪心というのも江戸の町中での享楽に染まったり、そのことから店の金に手をつけたりということを目指していると思われる。

小津家定に述べられていることは重要です。奉公人達を「残らず出世致させたく存じ」「皆々めでたく故郷に帰宅致す事を相待つ事に候」というのは、商家の主人として奉公人を出世させて故郷に錦を飾らせてやりたい、という気持ちを述べているからです。

奉公人に通俗的な徳目を説いて、それを実践することが商人への道を全うすることであり、単なる建前ではないこと、そして商人として独り立ちできることは故郷の貧しい親への何よりの孝行であり、主人も心からそれを願っているのだというように読めるのです。私は最初、主人が伊勢にいて、直接従業員を監督できないために、親元を通じてコントロールできる伊勢出身者を採用し、更に日常的な徳目の強調で持ち逃げや使い込みを避けるためにこのような建前を羅列しているのだと考えていました。繰り返し繰り返しこんなお説教をされても、中小企業の社長が朝礼で社員を集めて垂れる訓辞みたいで、誰も聞いてないのに、なぜいつもいつも同じ事を繰り返しているのか、もっと有効な従業員のコントロールがあるのではないのか、と思っていたのです。しかし、田端屋の「江戸用事控」をゼミテン達と読んでいた中で、どうも、本家の主人は本気でそう思っているのだということが了解できるようになってきました。本家の主人の意識としては、奉公人に商人道の実践者になって欲しいのではないのでしょうか。

商売に関する心得

商売のやり方に関する心得の中にも伊勢店の特徴は見いだすことができるようです。

- 一、木綿繰綿商売の儀昼夜駆け引き出精励み候事。...総て延べ商いの儀は勿論の事、余商売へ気移り候義、決してならず候。(長谷川)
- 一、...近歳、綿懸合い商いこれあり、他家などには致され候様に風聞これあり候。手前店にては、左様の不実商内、堅く無用の事。(小津)
- 一、前々より申し遣わし候通り、綿油薬種惣て空商い、先規より法度に候事。...附けたり、右商いは博奕同然の儀、正道の商人とは気肌甚だ相違の事。(長谷川)

これは、長谷川と小津の心得ですが、「延べ商い」・「空商い」、とか「懸合い商い」を禁止して、本業以外のことには手を出さずと諭すものです。ここでいう、延べ商いや懸け合商いとは延べ取引のことを指していると思われます。延べ取引というのは先物取引のことです。特に、繰綿とか油とかの値段は天候によって左右されるので、繰綿の先物取引は利を得るチャンスがある一方で大きなりスクを伴います。そういった先物取引を「不実商内」とか「博奕同然」とか「正道」とははなはだ相違するということで禁止しています。また、本来の木綿太物取引(長谷川)や紙商売(小津)以外の取引に手を出さずと諭しています。これらからすると、伊勢店の商売は専門的な商品取引に特化し、先物の様なりスク

の大きい取引を禁じ、取引先との長期の固定的な関係を形成しろということになります。冒険よりも安定を、利幅は少なくともリスクを取るなというわけです。

店の外聞に関わる心得

店定目は以上の他にも、商家毎に特色のある内容を含んでいますが、その中で、特に注目したいのが店の外聞・格式に関わる心得です。

一、店にて人の見るように楊枝つかまつるまじき事。殊にはきもの、諸事、なめんたら致すまじき事。(小津)

一、店にて本を見候事無用のこと。(川喜田)

一、店中一同不風俗の儀これなき様相嗜み申すべし。別して地回り言葉使いもうすまじき事(川喜田)

これらは、顧客や通行人の視線がある店先でのだらしない身なりやしぐさを厳しく禁じたものです。他人の目のあるところで楊枝を使ったり、顧客そっちのけで読書にふけったり、地回りのようなぶしつけな言葉使いをしたり、ということであれば現在の店員さん達にもそのまま通用するような心得ですが、要は他人の目を意識しろということに他なりません。

ちょっと変わったところでは

一、朋輩密通いたし候者これあり候儀、聞き及びそうらわば、兩人とも永の暇遣わし申すべく候事。(川喜田)

これは、奉公人同士の衆道、つまり同性愛を禁じた心得です。伊勢商人の店は男の世界です。11、2才で奉公にあがってから、退役して暖簾分けしてもらうまで30年近く、男だけで起居を共にするわけですから、中には同性愛にはしる者も出るわけです。それが発覚すれば両方とも解雇するといっているのですが、これも店内の秩序の維持と並んで、外聞に関わるものだという意識があったと考えるべきでしょう。

一、当町は通り筋のこと故、酒酔いは勿論、諸働化、山伏、物貰い参りそうらいても、ほどよくあしらい、聊の儀にても高声に相なり人立、不外聞これなき様取扱い申すべく候。...少々の儀は助成いたし申すべし。

合力人は早く返し申すべき事専一に候。(川喜田)

川喜田のこの心得は、酔っぱらい、たかり、物乞いの類への対応を指示したものです。少々の合力を出してでも、大声を出されたり、もめ事となったりするのを避けるというわけです。先ほどの侍の言うことには逆らうなという心得と並んで、事なかれ主義の典型とも言えそうですが、もめ事やトラブルが生じているということが、大店としての対面に関わるという意識から来ているのは明らかでしょう。

商人の格式、あるいは分という点では、次の心得も興味深いものです。

一、勤番共初め、支配人退役後、家内申し受け候とも、身元正しき者相選み縁談願出申すべく候。尤も他所たりとも町人不相応の武家方初め寺院神主遠慮致すべき事。猶退役後商売相始め候とも、不風儀の業体相成らず候事。(川喜田)

支配人を退役した後、宿持別家となって嫁を迎える場合にも、いちいち本家主人の許可を得ることと指示し、さらに武家・僧侶・神官と縁付きになるなどいっています。ここにも、自分たち商家と武士や僧侶・神官といった支配身分とは異なるものだという、身分意識が働いていることが確認できそうです。

店定目と商人道

このように、店定目の内容からは、総じて大店となった商家の安定志向を確認できるでしょう。その指向の中で、従業員が商人として大成する道を示し、世間・外聞の悪い商いを自己規制し、かつそれを支配身分とは距離を置いた商人としての行動規範に昇華させているのです。外形的には、非常に禁欲的なモラルの実践です。それが実践できれば、おのれ自らの立身出世もかない、故郷で貧しく暮らす父母への孝養にもなり、店としても世間の評価を高めて永続していく基盤が作られ、地域社会の発展にもつながるのだということになります。

本家の主人は、店定目を自家の富を蓄える手段として、建前的に奉公人に押しつけたのではなく、このような禁欲的な自己規律の実践こそが奉公人たちが商人として完成していく上で可能な唯一の道、すなわち商人道なのだを確信していたように思えます。

しかし、このような自己規律的なモラルのあり方が、それでは解決できない深刻な危機を迎える状況というものがあります。そのようなものとして、19世紀初頭に起こった木綿笠置廻し一件がありますが、紙数の関係で今回はここまでにして、続きは次回に回させていただきます。

【参考文献・資料】

紺野浦次『大伝馬町』(私家版、1935年) 紺野浦次は川喜田半泥子の筆名

北島正元編著『江戸商業と伊勢店』(吉川弘文館、1962年)

布川清司「江戸商家奉公人の倫理」(『日本歴史』186号、1963年)

林玲子『江戸店の明け暮れ』(吉川弘文館、2003年)

『三重県史資料編』近世4(上)(三重県、1998年)

麗澤大学付属図書館所蔵「田中家文書」

【受入図書一覧】

本研究所で2008年8月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
県民経済計算年報 平成20年版	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部 編
労働力調査年報 基本集計 平成19年	総務省統計局
観光白書 平成20年版	国土交通省
防災白書 平成20年版	内閣府
警察白書 平成20年版	警察庁
経済財政白書 平成20年版	内閣府
厚生労働白書 平成20年版	厚生労働省
労働経済白書 平成20年版	厚生労働省
情報通信白書 平成20年版	総務省
レジャー白書 2008	(財)社会経済生産性本部
女性白書 2008	日本婦人団体連合会
子ども白書 2008	日本の子どもを守る会
地方財政統計年報 平成20年版	地方財政調査研究会
地方交付税制度解説(単位費用編)平成20年度	地方交付税制度研究会
類似団体別市町村財政指数表 平成20年3月	地方財政調査研究会
補助金総覧 平成20年度	(株)日本電算企画
家計調査年報 <貯蓄・負債編> 平成19年	総務省統計局
文部科学統計要覧 平成20年版	文部科学省
民力 2008	朝日新聞出版
アンケート調査年鑑 2008年版	竹内 宏 編
在留外国人統計 平成20年版	(財)入管協会
ジェット口貿易投資白書 2008年版	ジェット口
人間開発報告書2007/2008	二宮 正人/秋月 弘子 監修
人間開発報告書を読む	足立 文彦
MANDARAとEXCELによる市民のためのGIS講座	後藤 真太郎/谷 謙二/酒井 聡一 加藤 一郎
世界食料戦争	天笠 啓祐
インドネシア イスラーム主義のゆくえ	見市 建
日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学	蘭 信三 編
京都議定書の評価と意味	マイケル・グラブ/クリスティアン・フ ローレイク/ダンガン・ブラック

編集後記

地研通信第93号(今期第3号)をお送りいたします。今回は2本の論考を掲載することができました。ひとつは、岩田研究員が津市在外研修期間中に訪れたイタリアとポルトガルの文化的景観について、その景域保存の方法を検討したものです。特別な景観保護策がなくとも伝統的な生活の継続により景観が守られてきたこと、しかし近年では人口減少や観光・開発による新たな問題にも直面していることが示されます。もうひとつは、茂木研究員が昨年7月に開催された公開セミナーでの報告をもとにまとめた論考です。伊勢商人の「商人道」をテーマにしたもので、伊勢店の店定目のなかに、モラルティ、倫理規範を探っておられます。

世界各地の問題や日本の地域の歴史の中には、私達が今この地域のなかで何をなすべきか考えるヒントが含まれているような気がします。本研究所の研究成果が少しでも地域の役に立つことを願うばかりです。(KS)